

モニタリング結果報告書

施設 三浦しらとり園

指定管理者 社会福祉法人清和会

施設所管課 障害サービス課

(平成 23 年度上半期)

管理運営状況総括

今期の指定管理者の管理運営状況 (1～9の結果を踏まえ、判定してください)

B

A：提案を上回る取組みを実施し、極めて良好な管理運営状況である。

B：提案どおりに取組みを実施し、良好な管理運営状況である。

C：提案どおりに取組みを実施したが、管理運営状況については、一部工夫が必要な面がある。

D：提案どおりに取組みを実施していない。また、提案どおりに取組みを実施したが、管理運営状況については、抜本的な改善が必要である。

1 月例報告書によるモニタリングの概況

報告月	受理日	確認通知日	備考(確認事項等)
4月	5月10日		月報により業務は概ね良好に行われていることを確認した
5月	6月10日		月報により業務は概ね良好に行われていることを確認した
6月	7月11日		月報により業務は概ね良好に行われていることを確認した
7月	8月10日		月報により業務は概ね良好に行われていることを確認した
8月	9月13日		月報により業務は概ね良好に行われていることを確認した
9月	10月11日		月報により業務は概ね良好に行われていることを確認した

2 指定管理者が提案した取組み等の実施状況

指定管理者の選定に際して、サービスの向上や利用促進の観点から提案された各取組み等について、提案内容の要旨とそれに対応する形で実績又は今後の見込みを記載する。

<提案内容の概要>

- 1 職員配置、経費節減等の観点からの公立的な施設運営
- 2 利用者サービスの向上への取組
 - (1) 食生活環境の改善
 - (2) 外出機会の増加のための車の確保
 - (3) 法人内施設との相互の施設交流
 - (4) 個別処遇の確立とチームアプローチ
 - (5) 強度行動障害事業への対応
- 3 診療所の医療水準の改善
- 4 施設の生活水準の改善
 - (1) 居室の個室化
 - (2) 通所部門の分離等
 - (3) 施設の再整備及び強度行動障害事業の環境整備
- 5 施設入所者の地域生活移行への取組
- 6 職員の人材育成
- 7 地域との連携体制の構築

<実施状況>

- 1 非常勤の運転手を配置し、給食調理業務を委託方式とした。また、冷房稼動時間の調整等、節電を実施し、光熱費の削減を図った。
- 2 - (1) 6月9日から厨房に温冷配膳車9台を導入し適温の給食提供を実施した。また、選択食の導入のほか、高齢者寮ではソフト食を導入した。
 - (2) 日本財団に福祉車輛の申請を行っているが、助成の可否は不明。
 - (3) 清和会が主催する納涼祭や体育祭に利用者・職員が参加。当園のオープンデーには準備から屋台の出店、片付けまで法人内各施設から職員と利用者が参加し交流を深めている。
 - (4) 理学療法士（常勤・兼務）を配置し、医師との連携を図りながら機能訓練のマネジメントの体制を整備している。栄養ケアマネジメントについては管理栄養士、看護師等の連携を図り10月から栄養マネジメント加算を導入した。また、記録においては障害者自立支援法統合ソフト「ミスヘルパー」を導入し、職員間での情報共有が効率的に図られるようになった。
 - (5) 強度行動障害専任職員には県立時代に受講していた自閉症セミナー（5日）を受講する他、一般職員も中井やまゆり園の強度行動障害基礎講座や現任研修を受講し底上げを図っている。
- 3 湘南病院に診療業務を委託し水準の確保を図るとともに、家族会の要望を取り入れ通所利用者の健康診断項目を増やし、診療等の便宜を地域サービス利用者に拡大することとした。
- 4 三浦しらとり園中長期計画策定会議を立ち上げ検討を開始した。
- 5 他障害者支援施設へ積極的に働きかけて加齢児の移行1名を図るとともに、もう1名は本人の生活場所としてよりふさわしいと判断された特別養護老人ホームへの移行を図るため現在手続き中である。
- 6 特に新採用職員を対象とした救急救命研修を多く行ったほか、個別支援計画などの研修を行い基礎的な支援技術等の向上を図った。
- 7 横須賀三浦地区及び横須賀市知的障害施設協会に参加し連携を図るとともに各市町村、鎌倉三浦地域児童相談所や横須賀市児童相談所等と協力関係の中で短期入所事業や日中一時支援事業、児童の一時保護を行っている。

3 収支状況(単位:千円)注:千円未満を切捨てているため、合計は一致しません。

	収 入 額				支出額	収支差額
	収入合計	指定管理料	利用料金	その他収入		
年間予算額 今期 (前期)	1,396,675	835,794	515,831	45,050	1,348,059	48,616
上(下)半 期予算額	630,052	414,820	200,044	15,188	581,436	48,616
4月	56,165	56,118	0	47	83,306	-27,141
5月	63,302	56,108	6,818	376	81,033	-17,731
6月	184,797	134,270	46,990	3,537	152,300	32,497
7月	107,341	56,108	47,631	3,602	106,533	808
8月	110,167	56,108	50,220	3,839	83,442	26,725
9月	108,280	56,108	48,385	3,787	74,822	33,458
今年度 半期計	630,052	414,820	200,044	15,188	581,436	48,616
前年度 同期計						

- 1 指定管理者の収入を記載する(県の収入である「使用料」は含まない)。
 2 「その他収入」は、都市公園の駐車場収入、雑収入、寄付金収入など指定管理料と利用料金以外のすべての収入を記載する。

収支状況に関する意見等

- ①年間予算額における収支差額が0でない場合は、その理由を記載する。
 ②今年度半期計欄の収支差額が、収入合計又は支出額のうち低い方の額の1割以上プラス又はマイナスとなっている場合は、その理由を分析し詳細に記載するとともに、必要な場合は、対応策も併せて記載する。また、収支差額に1割以上プラスが生じた主な理由が、人件費の削減である場合は、年度協定における人員配置計画と比較し、合理性が認められるか否かを記載する。
 ③今年度半期計における収入額又は支出額が前年度対比30%以上プラス又は、マイナスとなっている場合は、理由を分析し、詳細に記載する。

<意見等>

① 指定管理者制度への円滑な移行のため、指定管理者制度導入後、3年間を目途に県職員を派遣することとし、平成23年度は54名の県職員を派遣している。指定管理料には派遣する職員と法人職員との人件費差額を派遣費として積算しているが、当初の見込みを下回ったため収支差額が生じている。なお、派遣費については、実績に応じて精算することとしている。

②③該当なし

<参考>

本施設について県が支出した(する)修繕費等

⇒該当なし

管理施設の修繕において、計画修繕工事・各所営繕工事等に係る費用については、県が負担することと基本協定で定めている。施設の状態をよりの確に把握するため、県が支出した修繕費等についても参考に記載している。

1 県が支出した施設の修繕費等の金額及び工事内容を記載する。

2 「金額」欄は、半期ごとの総額を記載し、「工事箇所・内容」欄には、主な工事とその金額をカッコ書きで記載する。

	金額	工事箇所・内容
上半期		
下半期		
総額		

(今期に行った資本的な収入及び支出等の状況)

該当なし

	内容	金額(千円)
収入の状況		
支出の状況		
積立等の状況		(期首)
		(期末)

収入の状況: 定期預金の取り崩し、借入れによる収入があった場合等は、その旨を必ず記載する。

支出の状況: 車両の購入、施設の増改築、また定期預金の積み立てを支出に含めた場合等は、その内容を必ず記載する。

積立等の状況: 積立・借入れ等がある場合は、その内容(施設の増改築のための積立・借入れ、定期預金等)、当該期首及び期末の金額を必ず記載する。

6 特筆すべき苦情・要望等及び対応状況

類似の苦情や要望が多く寄せられたもの、苦情や要望をもとに対応した取組みが利用者に評価されたもの、苦情や要望のうち対応したいと考えるが、諸般の事情により対応できないものなど、特に注意すべき場合に記載する。

該当なし

分野	概要	対応状況
施設・設備	・	
	・	
	・	
職員対応	・	
	・	
	・	
事業内容	・	
	・	
	・	
その他	・	
	・	
	・	

7 事故や不祥事等の発生状況

利用者や職員が死傷した場合、業務の実施において法令違反等による指導や処分を受けた場合及び個人情報や公金の管理等において不適切な取扱い等があった場合は、その概要と対応状況を記載する。なお、利用者の死亡事故や個人情報の流出等、重大な事故や不祥事が発生した場合は、県庁改革課に任意の様式により速やかに報告書を提出する。

該当なし

発生日	概要・対応状況等
月 日	
月 日	
月 日	

8 随時モニタリングの実施状況

〔事故や不祥事の発生等に伴い、施設所管課が随時モニタリングを実施した場合は、調査内容や結果を記載する。〕

該当なし

実施日	対応者等	経緯・調査内容	調査結果
月 日			
月 日			

9 上（下）半期の所見等

〔1～8の各項目の状況等を踏まえ、指定管理業務をより効果的・効率的に推進する観点から、反省点や改善策等を記載する。〕

指定管理者	<p>指定管理者制度導入後の半年ということで、園運営のスムーズな引継ぎに努めた。特に、支援職員が大幅に代わったことから、利用者支援に支障のないよう、また生活の質の向上を目指して職員間で連携を密にして園運営に取り組んだ。具体的な取り組み内容については次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① より質の高いサービスの確保という観点から、温冷配膳車へ転換を図り適温の食事提供を実施した。 ② 食事の一番の楽しみを増加するため、副食の選択メニューを導入し高齢者対策としてソフト食を導入した。 ③ 栄養管理の充実により栄養マネジメント加算を開始した。 ④ 業務用パソコンは当初各寮 3 台でスタートしたが業務記録共通ソフト入力などで不足となり各寮 1 台ずつ追加配備をした。 ⑤ 園周辺の除草を職員で実施したが近隣の新築住宅の増加により要望が増えてきている。将来的には、園周辺をコンクリで固める方法や高架フェンスを建てるなどの対策を検討することも必要となりそうである。
施設所管課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年 4 月に指定管理制度に移行後、県派遣職員と法人職員が連携し、大きな事故やトラブルもなく円滑な施設運営に取り組んでいる。 ○ 特に、利用者が一番楽しみにしている毎日の食事の提供については、温冷配膳車や副食の選択メニューの導入など、生活の質の向上に向けて積極的に取り組んでいる点は評価できる。 ○ 下半期は、引き続きスムーズな施設運営と、併せて次年度は約半数の県派遣職員の引き上げを予定しており、法人の新規採用職員の確保と円滑な引継ぎに向けて、法人、県派遣職員、所管課が連携して取り組んでいく。